

令和4年度第1回苫小牧市行政不服審査会及び  
令和4年度第1回苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会 議事録

日時：令和4年7月7日（木）  
16時10分～17時15分  
場所：市役所9階 第1委員会室

出席委員：竹田会長、多田副会長、中村委員、椎名委員、高田委員  
事務局：山本部長（途中退席）、大橋次長（途中退席）、武藤課長、村上課長補佐、  
大山主査、高野主任主事、佐藤主事

事務局	<p>ただいまより、令和4年度第1回行政不服審査会及び情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。</p> <p>この4月から、行服審と情報審の2つの審査会について一元的に運営するため、委員の改選を行ったことに伴い、伴辺委員、牧田委員、大谷委員の3名が退任され、新たに行服審に竹田委員、高田委員が、そして情報審に椎名委員が加わることとなりました。それでは、竹田委員、高田委員、椎名委員より一言、御挨拶いただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
	<p>【竹田委員、高田委員、椎名委員より挨拶】</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、第1回の会議の開催に先立ちまして、山本総務部長より御挨拶申し上げます。</p>
山本部長	<p>本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。市政において法務の観点から不可欠な存在である、「情報公開・個人情報保護審査会」と「行政不服審査会」という2つの審査会につきまして、この4月から一元的に運営されることとなりましたが、本日は、その記念すべき第1回ということになります。「行服審」につきましては開催回数が未だ少ないものの、「情報審」につきましてはDVや虐待、学校でのいじめ等、行政の対応の是非がクローズアップされる事案が増加していることから、審査請求などの困難な事案を議論していただく機会が増加しております。また、個人情報の保護に関する法律が改正され、来年の4月より本市を含む全ての地方公共団体が、改正後の保護法に基づき個人情報を取り扱わなければならなくなります。本市におきましても、この改正保護法を施行するための条例の策定といった対応が求められているところであり、委員の皆様には、それぞれの専門的な見地から忌憚のない意見を数多く頂戴したいと思っております。</p> <p>さて、会議の開催に先立ち、私からは、情報公開制度及び個人情報保護制度に対する特別な思いに触れさせていただければと思います。</p> <p>委員の皆様の記憶に新しいと思いますが、尊い子どもの命が失われてしまった北光町死体遺棄事件は、本市の制度の在り方について一石を投じるものでございました。市民の知る権利を保障しなければならないという立場と、情報を開示することで傷つけられてしまう当事者の御家族を守らなければならないという責務の狭間で、私自身、これらの制度は何のため、そして誰のための制度なのか、極めて難しい課題を突き付けられたと痛感しております。私たち行政の立場だけでは決して解決できないこれらの課題については、委員の皆様のお</p>

	<p>力を借りながら、より良い解決の道筋を模索しつつ、その時々状況を考慮して、臨機応変に対応していくより他にないものと考えております。</p> <p>最後になりますが、委員の皆様におかれましては、「情報審」と「行服審」という、市政の法の番人ともいべきこれらの審査会について、3年間という長期間、担っていただくこととなります。この場が、市政におけるリーガルマインドの更なる発展へ、ひいては、市民の信頼と安心につながるよう、闊達な議論が交わされる有意義なものとなることを強く祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	山本総務部長、大橋総務部次長につきましては、別の公務がございますので、退席させていただきます。
	<b>【山本部長、大橋次長退席】</b>
事務局	それでは、議題に入る前に、事務局から資料を確認させていただきたいと思っております。
	<b>【資料の確認】</b>
事務局	全て揃っているでしょうか。それでは、本日は最初に、行服審と情報審の概要について、簡単に事務局から説明させていただきます。
事務局	<b>【資料1について説明】</b>
事務局	<p>今の説明について、何か質疑等がございますでしょうか。</p> <p>続きまして、議題に入らせていただきたいと思います。議案書の2ページ、議題(1)について説明させていただきます。行政不服審査法施行条例第4条第1項、そして情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、これらの審査会に、それぞれ会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることとされております。本日は現任期での最初の審査会となっておりますので、委員の皆様にはこれから現任期における会長及び副会長を互選していただきたいと思いますと思っております。事務局としましては、互選に当たり、事務局案をお示しして、その案について審議していただきたいと思いますと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p>
	<b>【委員了承】</b>
事務局	では、事務局としましては、情報審の前任期から引き続き、これらの審査会につきまして、会長は竹田委員、副会長は多田委員にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
	<b>【委員了承】</b>
事務局	それでは、会長は竹田委員、副会長は多田委員に決まりました。竹田会長と多田副会長に一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
	<b>【竹田会長、多田副会長より挨拶】</b>
事務局	それでは、竹田会長に以後の議事をお願いしたいと思います。

竹田会長	<p>それでは、お手元に配布している会議次第にしたがって、進めてまいります。</p> <p>議題(2)「令和3年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について」、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題(2)「令和3年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について」、説明いたします。</p> <p>これらの運用状況につきましては、情報公開条例第23条第2項及び個人情報保護条例第49条の規定により、毎年、実施機関における運用状況を取りまとめ、公表することとしております。</p> <p>まず、情報公開条例の運用状況につきましては、開示請求が38件あり、前年度に比べて8件減少しました。全体の内訳では、全部開示が15件、一部開示が21件、不開示が1件、取下げが1件でした。一部開示決定につきましては、個人に関する情報、法人等に関する情報、審議・検討・協議に関する情報が含まれていたため、一部開示とされました。不開示とした請求につきましては、市立病院に対して行われた、新型コロナウイルスワクチン接種における、国への副反応疑い報告件数・症例・事後経過が分かる資料についての請求でしたが、個人の特定につながるおそれがある等の理由から、市立病院において不開示としたものです。また、取下げとなった請求については、建築指導課に対して行われた、建築計画概要書の請求でしたが、請求後に本人から「やはり不要になった」という話があったため、取下げを受け付けたものでございます。</p> <p>また、昨年度処理した不服申立てにつきましては、既に昨年度その詳細な経過等を本審査会で説明し、関連する答申を頂いておりますが、北光町死体遺棄事件に係る公文書の一部開示決定に係る審査請求が、昨年4月と5月にそれぞれ提起され、どちらも7月末に原処分取消の上却下となったことを、あらためて御報告いたします。</p> <p>次に、個人情報保護条例の運用状況につきましては、開示請求が23件あり、前年度に比べて3件減少しました。全体の内訳では、全部開示が18件、一部開示が3件、文書不存在が2件です。一部開示決定につきましては、開示請求者以外の個人に関する情報及び法人に関する情報が含まれていたため、一部開示とされました。文書不存在とした請求につきましては、ある期間において本人の印鑑登録証明書が請求された記録を求めるものでしたが、当該記録は存在しなかったため、不存在であると決定したものです。なお、個人情報保護条例に関する不服申立てはありませんでした。</p> <p>説明は、以上です。</p>
竹田会長	<p>今の説明について、何か質疑等がございますでしょうか。</p> <p>それでは、議題(3)「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う諮問について」、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題(3)「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う諮問について」、こちらにつきましては、最初に、諮問の内容と配布した資料の説明をさせていただきます。</p> <p>個人情報の保護に関する法律が改正され、来年度より本市を含む全ての地方公共団体が、改正後の法律に基づき、個人情報を取り扱うことになりました。そのため、本市においても、この改正保護法を施行するための条例その他関連</p>

	<p>する規程の策定など、本市の個人情報保護制度における大幅な見直しが求められております。情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第3号では、審査会の所掌事項として、「市長の諮問に応じ、情報公開及び個人情報の保護に係る施策に関する重要事項について調査審議すること。」とされており、本市における個人情報保護制度等の見直しは極めて重要な事項であると判断されるため、同号の規定により、別添資料3のとおり審査会へ諮問するものです。</p> <p>諮問させていただきたい事項は5項目ございます。1つ目は、改正された保護法を施行するための条例で定める必要があるとされている事項について、2つ目は、新たに制定される施行条例で定めることができるとされている事項について、3つ目は、施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について、4つ目は、施行条例の不開示条件等との整合を図ることを目的とした、情報公開条例の改正に係る事項について、5つ目は、改正された保護法の施行に伴う情報審に係る条例の改正に係る事項についてでございます。</p> <p>これに関する資料を4点配布しております。まず、資料2が、今回の法改正内容を抜粋して御説明するものです。そして、資料3-1から3-3までの3点が、条例に関連して確認・審議させていただきたい事項について市が確認・検討した内容を、具体的に御説明するものです。</p> <p>諮問の内容と、配布した資料の説明は、以上となります。</p>
竹田会長	<p>それでは、ここからの審議の方法についてですが、まず事務局から資料2の改正法の概要について説明させ、その後に皆様から御質問があれば事務局にさせていただき、さらにその後で、資料3の具体的な確認事項・審議事項について、1点ずつ説明を受け、市で検討した案が妥当かについて審議していく、このような進め方としてよろしいでしょうか。</p>
	<p><b>【委員了承】</b></p>
竹田会長	<p>それでは、事務局から、まず資料2の改正法の概要について、説明してください。</p>
事務局	<p><b>【資料2について説明】</b></p>
竹田会長	<p>ただいまの説明につきまして、皆様から質問がございましたら、お願いします。</p> <p>質問がなければ、資料3-1から3-3の審議に進みたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【確認事項①について説明】</b></p>
竹田会長	<p>ただいまの説明につきまして、皆様から質問がございましたら、お願いします。</p> <p>質問がなければ、次の審議事項に進みたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【審議事項①について説明】</b></p>
竹田会長	<p>ただいまの説明につきまして、皆様から質問や意見がございましたら、お願</p>

	いします。
中村委員	今まで特に支障なく運用されているということでしたら、そのまま引き続きこの案で認めてよいかと思います。
竹田会長	他に質問・意見がなければ、現在の市の案を妥当なものとしてよろしいでしょうか。
	<b>【委員了承】</b>
竹田会長	では、この案を妥当なものとして認めます。次の審議事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<b>【審議事項②について説明】</b>
竹田会長	ただいまの説明につきまして、皆様から質問や意見がございましたら、お願いします。
多田副会長	確認ですが、今後請求件数等が増える可能性がある中で、期限が短いままとして大丈夫でしょうか。
事務局	これから件数が増えてくれば、対応をする難しさというのは増えてくることと予想されると思います。対象を絞るとするのが非常に難しく、申請者の方は請求をしたいのだけど、どういう文書にどういうものが載っているのか分からない、というところがハードルになることが多いかと思えます。 ですので、私たちの担当部署のほうで、どのような文書を求めているかということ、できるだけ的確に聞き取るというところを一生懸命対応することで、国のほうでは例えば30日と、余裕をもっているところ、それより短い日数としておりますが、今までどおりなんとか14日で対応できるのではないかと考えております。
竹田会長	今の質問に関連するのですが、今の条例は原則14日で、さらに14日延長できて、その28日以内に決定できない場合の特例があるということなのですが、それも残るといえることですか。
事務局	そのとおりでございます。ただ、今現在特例が使われたことはございません。先ほど説明させていただいた通り、聞き取る段階で、請求者の方がどのような文書を求めているかということ聞き取ることで、そのようなところを乗り越えられると考えております。
竹田会長	他に質問・意見がなければ、現在の市の案を妥当なものとしてよろしいでしょうか。
	<b>【委員了承】</b>
竹田会長	では、この案を妥当なものとして認めます。次の審議事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<b>【審議事項③について説明】</b>
竹田会長	ただいまの説明につきまして、皆様から質問や意見がございましたら、お願

	<p>いします。  質問・意見がなければ、現在の市の案を妥当なものとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p><b>【委員了承】</b></p>
竹田会長	<p>では、この案を妥当なものと認めます。  それでは、以上で本日予定されていた議題の審議は終了となります。事務局から、何かあるでしょうか。</p>
事務局	<p>本日は、大変お疲れ様でございました。今後の情報審の日程につきまして、第2回は7月下旬を予定しております。改めて、事務局において、調整させていただいた上で、委員の皆様へ、後日、御連絡申し上げます。委員の皆様には、いろいろと御協力いただくこととなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
竹田会長	<p>それでは、これにて令和4年度第1回行政不服審査会及び情報公開・個人情報保護審査会を終了させていただきます。皆様、大変お疲れ様でした。</p>